

東京都青梅市 端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	8,041	7,841	7,641	7,441	7,241
② 予備機を含む整備上限台数 (予備機を含む)	9,247	9,017	0	0	0
③ 整備台数(予備機除く)	0	7,841	0	0	0
④ ③のうち、 基金事業によるもの	0	7,841	0	0	0
⑤ 累積更新率	0.0%	100.0%	102.6%	105.4%	108.3%
⑥ 予備機整備台数	0	1,176	0	0	0
⑦ ⑥のうち、 基金事業によるもの	0	1,176	0	0	0
⑧ 予備機整備率	#DIV/0!	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する。

(端末の整備・更新の考え方)

・令和3年4月から現在の学習用端末(chromebook)を導入している。5年使用の満了は令和8年3月だが、以下の2点から導入を1カ月前倒して令和8年2月とする。

(1) 長期休業中は多くの学校で端末の持ち帰りと自宅学習を行っている。現在の端末の各種ライセンス等は令和8年3月末で有効期間が切れてしまうため、春休みに持ち帰りをさせると4月1日からは有効期限切れの状態になってしまう。そのため、令和8年2月に新しい端末と入れ替えることで、各種ライセンスの有効期間内に、子どもの学びを止めることなく端末更新を行う。

(2) 現在利用中の端末は、自然故障・経年劣化・本人不注意による破損等、様々な理由で故障しているものが多い。毎年数百台の端末が故障しており、日常的な利活用に支障が出ているため、早急な端末整備の必要がある。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：9,680台

○処分方法(予定)

小型家電リサイクル法の認定事業者に再使用・再資源化を依頼：9,680台

※処分方法は予定であり、検討の結果変更になる場合がある。

○端末のデータの消去方法

データ消去を事業者へ委託する。

○スケジュール(予定)

令和7年4月 処分事業者選定

令和8年2月1日 新規端末の使用開始

令和8年2月上旬 使用済み端末の事業者への引き渡し